

## 令和8（2026）年度Uターン対策強化事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8（2026）年度Uターン対策強化事業の業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

東京圏に進学・就職した本県出身の若年層の多くは、本県で生活した時期に地域との関わりが希薄であることが多い、豊かな自然や生活の質の高さ等地方ならではの良さを知らないまま転出してしまい、地元への愛着心、帰属意識、Uターンの意向が低い傾向にある。

このため、改めて本県出身者等が栃木県を身近に感じる機会を提供することで、Uターンに対する心理的なハードルを下げ、中長期的なUターンを促進する。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

### 3 委託料

5,506,105円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

### 4 本事業のターゲット

- ・在住エリア 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
  - ・年齢等 20代から30代を中心とした本県出身者
- ※ただし、それ以外の者の参加を拒むものではない。

### 5 業務の内容

#### （1） とちぎ魅力課題研究会（仮）

目的	東京圏在住の30代までの本県出身者等に、とちぎの魅力や現状・課題を知ってもらうとともに、県内の地域づくり活動等に精通したキーパーソンと意見交換を行うことで、これからの中長期的なUターンを促進する研究会を都内で開催する。
実施時期・回数等	8月予定（1回）
定員	30名程度
会場	東京都内のイベントスペース等（140m <sup>2</sup> 程度のスペースを想定）を乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
実施内容	<p>①導入プログラム ②地域の魅力や課題等の紹介 ③ワークショップ等の実施 ④その他</p> <p>【留意事項】</p> <p>＜企画全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乙は、地元にいるときは気付かなかった栃木県の魅力や、より良いとちぎの未来づくりに向けた取組等について、参加者同士が楽しみながら意</li></ul>

	<p>見交換し、交流できるプログラムを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催時間は参加者が集まりやすいと考えられる昼又は夜の2時間程度を基本とし、乙が提案すること。</li> <li>・乙は、東京圏在住の若年層が参加したくなるようなイベントタイトルを提案し、甲と協議の上、決定すること。</li> </ul> <p>＜キーパーソンの選定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、栃木県内の地域イベントやコミュニティ活動に携わっている人物や、地域おこし協力隊経験者など、栃木県内の地域づくり活動等に精通したキーパーソン（以下「キーパーソン」という。）を4者程度提案し、甲と協議の上、決定すること。</li> <li>・キーパーソンは、本研究会のワークショップにおける講師のほか、後述する伴走支援業務を行うものとする。なお、キーパーソンに係る謝金、旅費等については、委託料の中から支出すること。</li> </ul> <p>＜導入プログラム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ等に向けて、参加者の相互交流を促進するため、会場の雰囲気を和らげ、自由に発言しやすい環境を整えることができる導入プログラムを提案すること。</li> </ul> <p>＜ワークショップの実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に栃木県の強みや現状を共有するため、キーパーソンからのプレゼンテーションを行うこと。</li> <li>・プレゼンテーションの内容を踏まえ、参加者が興味のあるテーマを聴取し、その結果に応じて参加者を4グループ程度に振り分け、これからの栃木県に必要な取組について意見を出し合うワークショップを行うこと。</li> <li>・ワークショップを円滑に進めるため、ファシリテーターとしてグループごとにキーパーソンを設置すること。</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本研究会の目的を達成するための効果的な工夫を企画・提案すること。</li> </ul>
周知・広報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、参加者確保のため、地域活動・施策提案等に興味がある若者へのアプローチや各種メディア等の活用により、広く本県出身若年層等に訴求できる効果的な広報施策を提案し、実施すること。</li> <li>・甲は、本業務とは別に、東京圏在住で移住に興味がある若年層をターゲットとしたディスプレイ広告及びリストティング広告等を配信する「栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務」（以下「デジタルマーケティング業務」という。）を実施することとしており、本交流会についても広報を想定している（40万円程度）。必要に応じて、当該業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に対して、研究会の開催前後にそれぞれアンケートを行うこと。</li> <li>・内容は、本県の魅力・課題分析やUターン施策の検討に資するものほか、(1)及び(2)における交流や議論の活発化に活用できるものを事前に乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> </ul>
開催報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流会の実施後、開催概要のほか、参加者アンケートの集計・分析・課題、記録写真等をまとめた報告書を作成すること。</li> </ul>
研究会後の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本研究会参加者等のうち希望者による(2)での提案発表に向け、内容の</li> </ul>

伴走支援	<p>磨き上げを図るため、キーパーソンによる助言・指導等の伴走支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表テーマに応じ4組15名程度を想定し、伴走支援は適宜実施することとする（グループごとに実施、1グループ当たり最大5回を想定）。</li> <li>・対面・オンラインなど、関係者が最も集まりやすい方法を提案すること。</li> <li>・(1)参加者以外についても、必要に応じて伴走支援及び(2)に参画できるよう工夫すること。</li> </ul>
------	--

## (2) とちぎの未来提案交流会（仮）

目的	(1)の参加者等が、東京圏在住の本県出身者、県内市町職員、関係団体等に向けて研究会等で検討した内容を提案発表するとともに、発表後は県産食材等を使った料理を囲む懇親会を都内で開催することで、参加者同士のコミュニティ形成や、継続して本県に関わる関係人口の創出を図る。
実施時期・回数等	2月予定（1回）
参加者及び定員	発表者：(1)の参加者等のうち15名（4グループ）程度を想定 聴衆：60名程度
会場	東京都内のイベントスペース等（300m <sup>2</sup> 程度のスペースを想定）を乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
参加費	参加費は無料を基本とするが、飲食を伴う場合は実費負担分程度の参加費を徴することができるものとする。
実施内容	<p>①提案発表・審査会 ②県産食材等を使った料理を囲む懇親会 ③その他</p> <p>【留意事項】</p> <p>＜企画全般＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、(1)で検討した内容を提案する発表会及び参加者同士の意見交換を目的とする交流イベントを提案すること。</li> <li>・開催時間は参加者が集まりやすいと考えられる昼又は夜の2時間程度を基本とし、乙が提案すること。</li> <li>・乙は、東京圏在住の若年層が参加したくなるようなイベントタイトルを提案し、甲と協議の上、決定すること。</li> </ul> <p>＜提案発表・審査会の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏在住の本県出身者、県内市町職員、関係団体等を聴衆として集め、(1)の参加者等が研究会等で検討した内容を提案発表する。</li> <li>・発表後、審査員3名による審査会並びに結果発表及び表彰式を実施し、発表者に以下の報償を贈呈することとする。なお、報償費については、委託料の中から支出すること。</li> </ul> <p>　ア 最優秀賞（1グループ） 5万円程度 　イ 優秀賞（1グループ） 3万円程度 　ウ 佳作（2グループ） 各1万円程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査員については、地域振興課長、甲が提示する地域づくりに精通した人物1名とするほか、乙は、本県出身の芸能人や有名人等、発表者の意欲向上や聴衆の参加促進等につながるゲスト審査員を1名以上提案し、甲と協議の上、決定すること。なお、審査員に係る謝金、旅費等について</li> </ul>

	<p>では、委託料の中から支出すること（ただし地域振興課長を除く）。</p> <p>＜懇親会の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、提案発表会実施後、参加者同士の意見交換及び交流の場として、県産食材等を使った料理を囲む立食形式の懇親会の内容等を提案すること。なお、懇親会への参加は任意とする。</li> </ul> <p>＜ファシリテーター＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本交流会を円滑に進めるため、必要に応じてファシリテーターを設置すること。</li> </ul>
周知・広報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>集客のため、各種メディア等の活用により、東京圏在住の本県出身者等に訴求できる効果的な広報施策を提案し、実施すること。</li> <li>本交流会についてもデジタルマーケティング業務による広報の実施を想定している（40万円程度）。必要に応じて、当該業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者に対して、交流会の開催前後にそれぞれアンケートを行うこと。</li> <li>内容は、本県の魅力・課題分析やUターン施策の検討に資するものほか、当日参加者の交流や議論の活発化に活用できるものを事前に乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> </ul>
開催報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流会の実施後、開催概要のほか、参加者アンケートの集計・分析・課題、記録写真等をまとめた報告書を作成すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本交流会終了後も、参加者同士のコミュニティの構築や、地域への継続した関わりにつながるよう工夫すること。</li> </ul>

### （3）Uターン促進を目的として主に県内で配布するリーフレットの作成・配布

- 本県出身者等のUターンを促進するため、本県の支援制度等をPRするリーフレットを3万部程度制作し、配布すること。なお、リーフレット等の配布先は、甲の指示の元、県内市町で実施される20歳を対象とした記念式典、県内高校等の関係機関とするほか、乙が配布先を開拓する。

＜参考：令和7（2025）年度配布実績＞

20歳を対象とした記念式典：25市町約9,500部

県内高校等の関係機関：93校約17,000部

- 配布先への配送料を含むリーフレット作成に係る費用は全て委託料から支出すること。

### （4）実施計画書

（1）～（3）の業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「実施計画書」を作成し、甲と協議の上、決定することとする。

#### ア スケジュール

日程は次の表を基本とし、乙が提案すること。

4～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各種調整	5(1)研究会			5(1)伴走支援			5(2)交流会	成果報告

#### イ 実施体制

- 乙は、委託契約締結後速やかに、主任業務責任者を定め、実施体制を明示し、甲の承認を受けること。
- 主任業務責任者は、甲、キーパーソン等と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携、調整を図ること。

### （5）成果報告書

- ・乙は、全ての業務完了後速やかに、実施結果概要、各アンケートの結果分析等について記載した業務実績報告書を作成し、甲に提出すること。
- ・(2)に要する経費のうち、参加者への個人給付に該当する経費（食費等の個人給付経費及びそれに類するものをいう。）は、544,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、委託事業完了後に当該経費の別が分かる資料を提出すること。

#### (6) その他

上記のほか、業務の目的を達成するために必要な全ての業務を行うこと。

### 6 その他

- (1)事業の成果は、甲に帰属する。
- (2)本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3)事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4)事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上解決を図るものとする。
- (5)事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (6)本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。  
なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- (7)本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。